

生計同一確認書

民生委員 様

申出人の申請について、東大阪市長へ軽自動車税(種別割)の減免申請のため、申出人と軽自動車等の 所有者 運転者は、下記のとおり生計を一にしていることを証明願います。

※生計を一にするとは、居住費、食費、光熱費、その他日常生活に係る費用の主要な部分を共通にする関係にあることをいいます。そのため、申出人(障害者の方)が生活保護法による扶助を受給しているなど、独立した生計を営んでいると認められる場合は、この確認書の証明に関わらず、生計を一にする場合には該当しません。また、この書類の記載事項を確認するため、地方税法第20条の11に基づき東大阪市の関係機関へ調査をする場合があります。

この書類の内容についてお問合せがある場合は、下記の間合せ先までご連絡ください。

申出人 (障害者の方)	住所			
	氏名	生年月日	昭・平・令 年 月 日生	

軽自動車等の <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 運転者	住所		申出人との続柄	
	氏名	生年月日	昭・平・令 年 月 日生	

【ご記入上の注意】

この確認書を東大阪市の民生委員に記入してもらう場合は、事前に東大阪市の役所から民生委員への連絡が必要ですので、まず軽自動車税係へお問合せください。

.....
(民生委員証明欄)

上記の申出について、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

民生委員	住所	東大阪市
	氏名	(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

この書類に関する問合せ先:東大阪市税務部税制課軽自動車税係(電話:06-4309-3134)